



～あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ～

- 大切な方を殺害されたご遺族や、性被害の被害者などの**重大な被害を被った犯罪被害者は、心理的なショックから外に出るのも困難な状況**となっていることが多いです。
- このような状況では、弁護士に相談に行くこともままならず、孤立感を深めやすく、『手続きがどのように進んでいるのか』『自分のプライバシーの保護はどうなっているのか』『被害に対する賠償はどうなるのか』など、**支援が必要なのに自分で行動することが困難な場合**、大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会に所属している弁護士が病院や警察など、被害者が『ここなら大丈夫』と思える**場所まで出向き、相談に応じる**制度です。

【制度の概要】

派遣対象者	○犯罪被害者及びその同居する親族（以下「犯罪被害者等」といいます。） ○ <u>窃盗、詐欺等の財産犯は除きます。</u> ○ <u>事案の内容等により、派遣をお断りさせていただく場合があります。</u>
派遣要請方法	犯罪被害者等が大阪弁護士会担当事務局に電話で行います。
犯罪被害者等との面談場所	犯罪被害者等が指定する場所（ <u>大阪府下に限定</u> します。）
派遣要請受付期間	平成 28 年 10 月 3 日以降の <u>平日午前 9 時から午後 4 時まで</u> (土日祝日を除きます。)
弁護士費用負担	無料
交通費等実費負担	無料
面談時間	おおむね 1 時間を目安とします。
派遣回数	<u>無料の派遣回数は 1 回</u> となります。(以降は、派遣弁護士と相談)

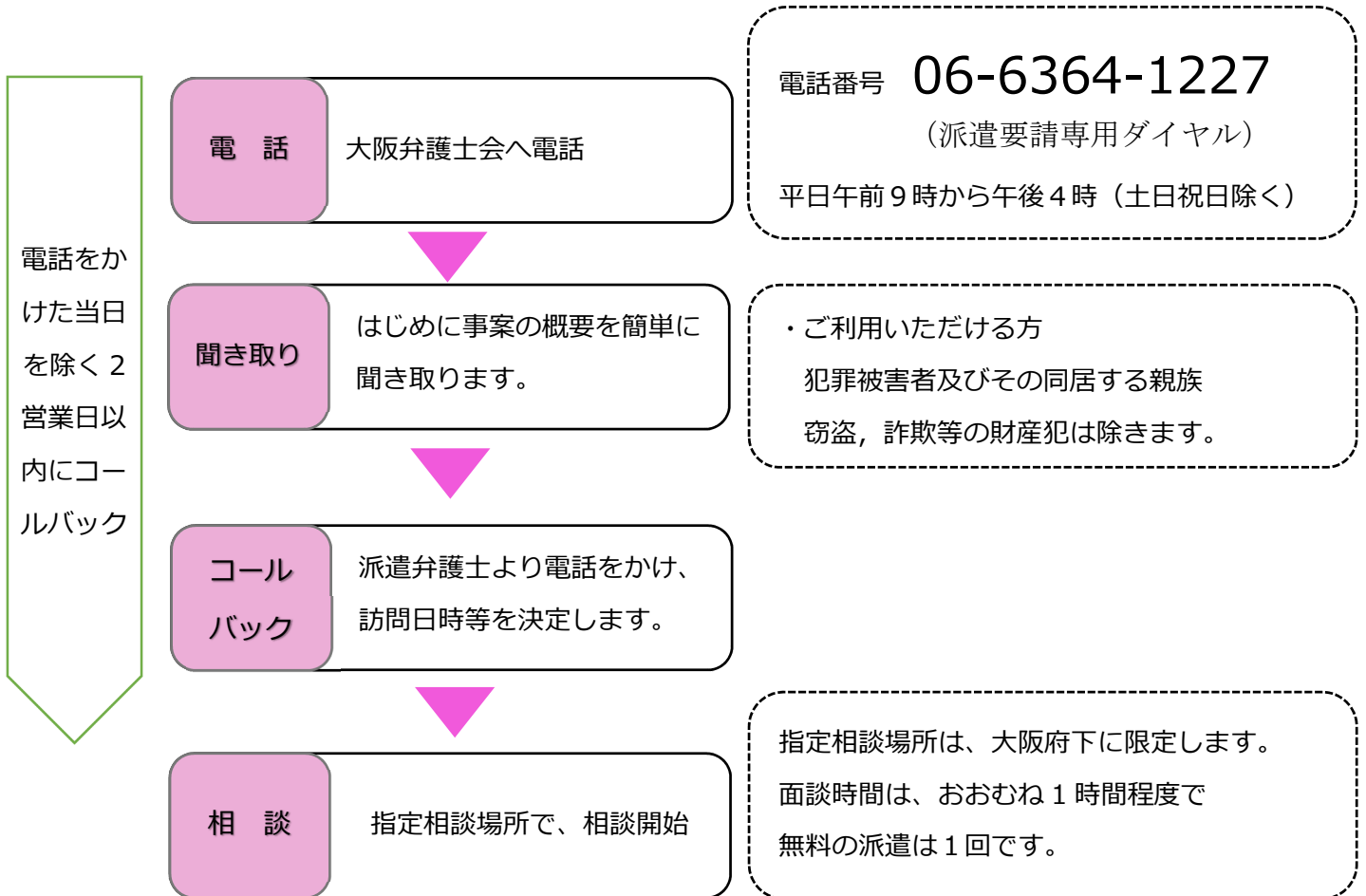
【制度のイメージ】

犯罪被害者等から大阪弁護士会担当事務局に電話により派遣を要請していただきますと、その日を除く2営業日以内に、派遣される弁護士（派遣弁護士）から犯罪被害者等へ電話をし（コールバック）、訪問日時・場所を決定し、その後、当該訪問日時・場所に、派遣弁護士が伺います。



～あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ～

【相談の流れ】



- ・被害届はどうしたらいいの？
- ・プライバシーはどうなるの？
- ・被告人に対する気持ちを言いたい。
- ・損害賠償を求めたい。
- ・弁護士に依頼したい。

大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会の委員が相談に応じます。

